

定期指導監査における 指摘事項について (施設運営・防災・職員処遇)

令和7年3月

札幌市子ども未来局施設運営課 作成

定期指導監査における指摘事項 (施設運営・防災)

令和6年度に行った定期指導監査における指摘事項（指導事項や助言事項）のうち、施設運営・防災の項目についてご紹介いたします。

定期指導監査で指摘を受けなかった施設においても、運営する施設において同様の事例が生じていないか振り返りを行っていただくようお願いいたします。

対象施設は、以下のように各指摘事項別に記載しています。

施設種別	保育所	保育所型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	地域型保育 事業所	幼稚園型 認定こども園	施設型給付 幼稚園
略称	保	保認	幼保	地裁	地	幼認	幼
指摘対象であるもの：○ / 参考までにお伝えするもの：△							

職員等の配置に関する指摘事項

児童が登園している時間帯に保育士又は保育教諭を2人以上配置していない

○：保・保認・幼保・地裁・幼認 △：地

- ▶ 登園児童がいる時間帯に、必ず保育士又は保育教諭を2人以上配置すること。
- ▶ 保育士資格のない者（保育補助者）は配置数に含められないため注意すること。
- ▶ 地域型保育事業所では、必要配置数が1人の場合であっても、複数名で保育することが望ましい。

- ・ 札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項
- ・ 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項
- ・ 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第2項

保育士登録をしていない者を保育士又は保育教諭として報告している

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認

- ▶ 採用前の確認はもちろんのこと、公定価格や補助金の申請前に、保育士又は保育教諭として報告して問題ない者であるか確認すること。
- ▶ 保母資格は保育士資格の代わりとならない。

- ・ 児童福祉法第18条の18
- ・ 児童福祉法18条の23
- ・ 児童福祉法施行令第16条

職員等の配置に関する指摘事項

最新の内容の保育士証を備え付けていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 保育士証の内容に変更が生じた職員が変更手続きを行っていない場合は、施設から当該職員に対し、手続きを行うよう促すこと。
 - ▶ 「資格取得見込証明書」や「登録済通知書」は保育士証の代わりとならない。
 - ▶ 監査では既に退職した職員の資格有無も確認するため、忘れずに保管しておくこと（データ保管可）。

- ・ 児童福祉法施行令第17条
- ・ 札幌市子ども・子育て支援法施行条例第35条、49条
- ・ 札幌市児童福祉法施行条例第247条
- ・ 札幌市私立認可保育所運営要綱第55条、55条の2
- ・ 札幌市私立地域型保育事業運営要綱第63条、63条の2

家庭保育の協力依頼の方法が保護者に配慮されていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 市が認可した日及び時間においては常時開所する必要があり、家庭保育の協力依頼は例外的な対応である。
 - ▶ やむを得ず家庭保育の協力依頼をする場合であっても、保護者に寄り添い、就労の有無に限らず保育の必要があると判断した場合には通常どおり保育の提供を行うことを周知すること。また、全職員が同様の対応を行えるように職員間で共有すること。

職員等の配置に関する指摘事項

給付費（公定価格）上の配置基準を満たしていない

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 給付費の申請は勤務予定を報告するものであるが、特に「常勤換算する職員」について、勤務予定と勤務実績が大幅に乖離している事例がみられる。
- ▶ 勤務予定に変更が生じた（あらかじめ勤務予定を実現することができないことが分かっている）場合は、適宜、申請内容を修正すること。
- ▶ 給付費の申請上は勤務予定の報告をしていただくが、監査を通じて勤務実績を確認することとなるため、必要配置数を満たすことができるように職員を確保すること。

・ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 5、別紙 6 又は別紙 8 の 2-Ⅱ-1-(2)

施設長が運営管理に専念できていない

○：保・地

- ▶ 施設長は保育に従事することが想定されていないため、運営管理業務に専念すること。
- ▶ 施設長が保育に従事しなくても必要配置数を満たすことができるように保育士を配置すること。

・ 札幌市私立認可保育所運営要綱第 9 条第 2 項第 2 号
・ 札幌市私立地域型保育事業運営要綱第 15 条第 2 項第 2 号
・ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙 2、別紙 6 又は別紙 8 の 2-Ⅱ-1-(2)-(イ)-i

職員等の配置に関する指摘事項

実際に配置することのできる職員のみ
で必要配置数を満たせていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 産休職員等は実際には配置することのできない職員であることから、補助金等を活用し、実際に配置することのできる職員だけで必要配置数を満たすことができるように職員を確保すること。
 - ▶ 補助金への経費計上と重複して基本分配置に計上することはできないため、注意すること。

学校薬剤師を配置していない

- ：保認・幼保・地裁・幼認・幼
- ▶ 幼稚園のほか、幼保連携型認定こども園は法律で薬剤師の配置が求められている。
 - ▶ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、公定価格上で薬剤師委託分の単価が考慮されていることから配置が求められている。
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条
- ・学校保健安全法第23条
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙3-II-1-(2)-(イ)-iv

提出書類に関する指摘事項

給付費（公定価格）や補助金の申請内容に誤りがある

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 「定期指導監査で実績をご報告いただく書類」「定期指導監査前にすでに市へ実績をご報告済みの書類」「施設で保管されている実績に係る書類」において、内容の相違がみられる。
- ▶ 「常勤職員」とはフルタイム勤務（就業規則上の最も長い時間を勤務する職員）の職員を指しているため留意すること。
- ▶ 申請内容に誤りがないか、提出前に必ず確認すること。

・ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 5、別紙 6 又は別紙 8

業務管理体制の届け出をしていない （変更の届け出をしていない）

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 確認を受けた特定教育・保育施設がある場合は、業務管理体制の届け出が必要である。
- ▶ 届け出先や届け出内容は、施設の所在地や所管する施設数によって異なる。
- ▶ 届け出内容に変更が生じた場合は、変更届出書の提出が必要である。

・ 子ども・子育て支援法第55条
・ （参考）届け出内容及び届け出先を記載している市ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/minashikakunin/gyoumukanritaisei.html>

苦情解決体制に関する指摘事項

苦情処理規程を策定していない

○：保・地

△：保認・幼保・地裁・幼認・幼

- ▶ 苦情や意見を受けた場合に、施設としてどのように対応していくかを明文化すること。
- ▶ 規程を策定することにより、対応者によらず同様の対応を行うことが期待できる。
- ▶ 規程の策定が目的ではなく、定めた内容どおりに対応していくことが大切である。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第2号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第1号

苦情記録簿を作成していない（内容に不足がある）

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 苦情や意見を受けた場合に、施設としてどのように対応したか（苦情や意見の内容だけでなく誰がどのように対応したかについても必須）を記録すること。
- ▶ 苦情がない場合も、定期的に（毎月）その旨を記録すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法第31条第2項
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第5号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第4号
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成29年3月7日付け雇児発0307第1号、社援発0307第6号、老初0307第42号）

苦情解決体制に関する指摘事項

保護者へ苦情を公表していない（内容に不足がある）

○：保・保認・幼保・地裁・地

△：幼認・幼

- ▶ 苦情や意見があった場合は、個人情報に関するものや申出人が広く公表を望まない場合を除き、苦情等の内容だけでなく対応結果についても公表すること。
- ▶ 公表方法は任意であるが、園だより、園内掲示等保護者の目につきやすい方法とすること。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第6号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第5号
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成29年3月7日付け雇児発0307第1号、社援発0307第6号、老初0307第42号）

第三者委員を複数人設置していない

○：保・保認・幼保・地裁・地

△：幼認・幼

- ▶ 施設担当者に申し出しづらい苦情や意見があった場合に、第三者へ相談できる体制をとること。
- ▶ 中立・公平性の確保のため、複数であることが望ましい。また、園運営に直接携わらない人物を選任すること。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第3号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第2項
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成29年3月7日付け雇児発0307第1号、社援発0307第6号、老初0307第42号）

その他施設運営に関する指摘事項

土曜保育の当日利用キャンセルがあった場合の記録が整備されていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 給付費（公定価格）の申請において、事前に土曜日の利用予定があったものの、当日キャンセルとなり利用児童がいなかった場合は、減算対象とならない（開所扱いとなる）。
 - ▶ 誰が当日利用キャンセルとなったのか、記録しておくこと。

・ 公定価格に関するFAQ（よくある質問）（第26版）
No.153

重要事項説明書に必要事項が網羅されていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 条例で定める必要事項をすべて記載すること。
 - ▶ 複数の文書で必要事項を網羅することも可能であるが、当該文書すべてを保護者へ交付すること。

・ 札幌市子ども・子育て支援法施行条例第21条
・ 札幌市児童福祉法施行条例第154条
・ 札幌市私立認可保育所運営要綱第54条
・ 札幌市私立地域型保育事業運営要綱第61条

その他施設運営に関する指摘事項

保護者から支払いを求める費用の周知に不足がある

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 保護者から支払いを求める費用の詳細は文書に記載し、事前に保護者へ交付する必要がある。
 - ▶ 費用の名称と金額のみ記載されている事例が散見されるため、費用の名称のみで
使途や支払いを求める理由が判断できないものは、使途等も記載すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第14条第6項
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第20条第4項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第29条第4項

会計処理が適切に行われていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 会計は、他の事業と区分すること。
 - ▶ 会計年度は4月から翌年3月までとすること（地域型保育事業所、社会福祉法人又は学校法人以外が設立した認定こども園を除く）。
 - ▶ 会計年度終了後3か月以内に設置主体に応じて求められる財務諸表を作成すること（保育所、地域型保育事業所、社会福祉法人が設立した認定こども園のみ）。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第34条
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第52条、53条
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第59条、60条

防災に関する指摘事項

防火管理者を任命していない、所轄の消防署へ届け出ていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 施設に防火管理者の任命責任がある場合、防火管理者を任命し所轄の消防署へ届け出なければならない。
 - ▶ 複合施設等で建物管理者等が防火管理者となっている場合は、建物で選任されている防火管理者を把握しておくことが望ましい。

- ・ 札幌市私立認可保育所運営要綱第49条第1項、第2項
- ・ 札幌市私立地域型保育事業運営要綱第57条
- ・ 消防法第8条第1項、第2項
- ・ 消防法施行令第1条の2第3項第1号ロ、第3条の3第1項第2号
- ・ 消防法施行規則第1条の3、第3条の2

消防計画を作成していない、所轄の消防署へ届け出ていない

- ：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 施設に防火管理者の任命責任がある場合、消防計画を作成し所轄の消防署へ届け出なければならない。
 - ▶ 消防計画に定めた内容に沿って点検や訓練等を行うこと。また、消防計画の内容に変更が生じた場合は改めて届け出をすること。

- ・ 札幌市私立認可保育所運営要綱第49条第4項
- ・ 札幌市私立地域型保育事業運営要綱第57条
- ・ 消防法第8条第1項
- ・ 消防法施行令第3条の2第1項
- ・ 消防法施行規則第3条第1項

防災に関する指摘事項

非常災害対策計画を策定していない、
必要な事項が盛り込まれていない

○：保・保認・地裁・地・幼認

△：幼保・幼

- ▶ 非常災害時の体制整備に必要な備えとして、非常災害対策計画を策定すること。
- ▶ 非常災害対策計画には、火災や地震のほか、施設の立地（浸水想定区域等）に応じた想定災害を盛り込むこと。また、災害時の避難方法や避難経路等についても記載すること。

- ・札幌市児童福祉法施行条例第138条の27、第143条第1項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第56条
- ・札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第11条第5号
- ・児童福祉施設における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日付け雇児総発0909第2号）

避難・消火訓練を毎月（幼保・幼認・
幼は年2回以上）実施していない

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 避難訓練・消火訓練は毎月（幼保・幼認・幼は年2回以上）実施しなければならない。
- ▶ 施設で防火管理者を任命している場合、年2回以上、訓練の実施について所轄の消防署へ事前に届け出ること。

- ・札幌市児童福祉法施行条例第138条の27、第143条第2項
- ・札幌市私立認可保育所等運営要綱第48条第2項、第49条第4項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第56条第2項
- ・消防法第8条第1項
- ・消防法施行令第3条の2第2項
- ・消防法施行規則第3条第10項、第11項

施設で保管すべき資料等の取り扱いについて

○：保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 条例や要綱において書面で備え付けることとされている資料は、書面に代えて電磁的記録（データ保管）とすることが可能である。
- ▶ 保護者に交付しなければならない文書をデータで提供する場合には、データで提供することについて、あらかじめ保護者の同意を得なければならない。
- ▶ 保護者から書面で受領しなければならない同意書をデータで提出させる場合には、保護者が当該同意書を印刷できる等、書面と同程度の質を担保している必要がある。
- ▶ 定期指導監査の事前提出資料や当日準備書類は、データ閲覧としても差し支えない。ただし、監査担当者の求めに応じて書面で提供できる体制を整えていただきたいほか、担当者は複数名いるため、複数台の端末をご用意いただく等、効率的な定期指導監査の実施に協力をお願いしたい。

- ・ 札幌市子ども・子育て支援法施行条例第49条
- ・ 札幌市児童福祉法施行条例第247条
- ・ 札幌市私立認可保育所運営要綱第55条の2
- ・ 札幌市私立地域型保育事業運営要綱第63条の2

定期指導監査における指摘事項 (地域型保育事業所の職員処遇)

ここからは、令和6年度に行った定期指導監査における指摘事項（指導事項や助言事項）のうち、地域型保育事業所の監査項目である職員処遇についてご紹介いたします。

定期指導監査で指摘を受けなかった施設においても、運営する施設において同様の事例が生じていないか振り返りを行っていただくようお願いいたします。

次ページ以降の内容については、保育所や認定こども園等においても参考にさせていただくようお願いいたします。

職員処遇に関する指摘事項

時間外・休日労働に関する協定届（36協定）を届け出していない

- ▶ 時間外労働や休日労働の実施にあたり、時間外・休日労働に関する協定届（36協定）を届け出なければならない。
- ▶ 協定期間の起算日の前日までに所轄の労働基準監督署に届け出ること。
- ▶ 協定期間外や定めた時間を超えて時間外勤務を行わないようにすること。また、協定で定めることなく休日労働を実施しないこと。

・労働基準法第36条

労働者名簿が全員分作成されていない、必要な事項が記載されていない

- ▶ 労働者名簿は、原則雇用している職員全員分作成しなければならない。
- ▶ 労働者名簿には必要な事項（氏名、性別、生年月日、住所、履歴、従事する職種、雇入年月日、退職・死亡年月日及びその理由等）を全て記載すること。
- ▶ 氏名が変わった場合や、退職した場合は適宜内容を修正すること。また、退職後5年間保管すること（経過措置により当分の間3年でも可）。

・労働基準法第107条

・労働基準法第109条

職員処遇に関する指摘事項

労働条件通知書（または雇用契約書）
に必要な事項が記載されていない

- ▶ 従業員を雇用する際は、労働条件通知書を作成しなければならない。雇用契約書と兼ねることも可能だが、労働条件通知書における必須記載事項（契約期間、就業場所等）を漏れなく記載すること。
- ▶ パートタイム・有期契約職員を雇い入れたときは、速やかに規定により講ずべき措置（通常の労働者との均等待遇、通常の労働者への転換推進措置等）を説明しなければならない。

- ・ 労働基準法第15条
- ・ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、第14条

時間外手当の算定基礎に毎月支給する
手当を含めていない

- ▶ 時間外手当の算定にあたっては、労働基準法施行規則第21条に限定列挙されるもの（※）を除き、毎月支給する手当（処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ等）を算定の基礎に含めること。
- ▶ （※）家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金。なお、名称のみではなく支給要件等に照らし合わせて算定基礎から除外して問題ないか判断すること。

- ・ 労働基準法第24条
- ・ 労働基準法第32条
- ・ 労働基準法第37条第1項、第5項
- ・ 労働基準法施行規則第21条

ご視聴ありがとうございました。

令和7年度においても、定期指導監査の
ご対応よろしくお願いいたします。